

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日の翌日)

## 目 次

◇ 規 則 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則(林務課)

◇ 告 示 土地改良事業の認可(五件)(農村整備課)

土地改良事業計画の変更の認可(二件)(〃)

国土調査の成果の認証(〃)

土地収用法による事業の認定(二件)(管理課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

一 製材業者登録申請書に、人工乾燥材の生産量及び人工乾燥設

- 備に関する事項の記載欄を設けることとした。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第十二号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則(昭和三十年十二月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第一系関係)」と、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」と、「おちな」を「まな」と改める。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号(第二系関係)」と、「チップ生産業」を「チップ生産業」と、「木材チップ用材」を「木材チップ用材」と、「挽角類」を「ひき角類」と、「挽割類」を「ひき割類」と、「木材チップ」を「木材チップ」と、「サハシ」を「サハシ」と改める。

「トラック」や「トラック」及び「ディーゼルエンジン」や「ディーゼルエンジン」及び「フオークリフト」や「フオークリフト」及び「ディーゼルエンジン」並びに「様式第三号」及び「様式第3号(第2条関係)」並びに「チ

ップ産業」及び「チップ産業」並びに

区 分		板 類 (立方メートル)	角 類 (立方メートル)	割 類 (立方メートル)
一般用材				

生産量(買換数量)		計
国産材	外 材	
( )	( )	( )
( )	( )	( )
( )	( )	( )

区 分		生 産
板 類 (立方メートル)	角 類 (立方メートル)	割 類 (立方メートル)
一般用材		

区 分		生 産
木材チップ(トン)		
合 板(平方メートル)		

量		計
外 材		
( )	( )	( )
( )	( )	( )
( )	( )	( )

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

木材チップ(トン)		合 板(平方メートル)	

(3) 生産量のうち人工乾燥材数量

区 分	一 般 用 材			土木建設用材		家具・建具用材	
	板類(立方メートル)	角類(立方メートル)	割類(立方メートル)	(立方メートル)	(立方メートル)	(立方メートル)	(立方メートル)
国産材	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
外 材	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

--	--	--	--	--	--

木箱・仕組板・芯包用材(立方メートル)		そ の 他 (立方メートル)		計 (立方メートル)	
( )	( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )	( )

区 分		生 産
丸	テーザル式	
の	横 切 用	
こ	ギヤングリツパー	
目	リツプソー	
剥	耳 摺 機	
チ	立 機	
ツ	皮 機	
パ	フオークリフト	

直径 (ミリメートル)	長さ (センチメートル)	出カ 数 (キ ット)	台 数 (台)
ナイゼルエンジン がソリエンジソ ン			
ダイゼンエンジン ガソリンエンジン 			
立カメートル			

区 分	チェーン 式 機 切 用		ギヤ ソ ン	リ ッ ソ ン	耳 す り 機	目 立 機	は く 皮 機	チ ッ パ ー	ソ ン	ク リ ン ト	人 工 乾 燥 設 備
	テ ー	ル									

総出カ量

キロワット	契約電カ量	キロワット	契約
キロワット		キロワット	

「5の(2)」や「5の(2)及び(3)」及び「は買取<sup>び</sup>数量」や「は、買<sup>び</sup>き数量」に於ける。

昭和四年四月「様式第四号」や「様式第四号(第2条関係)」及び「昭和五年四月」や「五年月日」に於ける。

昭和五年五月「様式第五号」や「様式第五号(第2条関係)」及び「昭和五年月日」や「五年月日」に於ける。

昭和六年六月「様式第六号」や「様式第六号(第2条関係)」及び「昭和六年月日」や「六年月日」に於ける。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百五十六号  
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良

事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井西（広岡）地区農用地造成）を平成元年三月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）鳴地区農道整備）を平成元年三月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井西（香取）地区農道整備）を平成元年三月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業（集落型）佐陀地区農業用水）を平成元年三月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業宝谷地区ほ場整備）を平成元年三月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）猪子原地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成元年三月十七日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業福万来地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成元年三月十七日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八東町	昭和六十二年 年度及び昭和 六十二年	八東町（大字 日下部の一部） の地籍図及び 地籍簿	八頭郡八 東町大字 日下部の 一部	平成元年三月 十七日

鳥取県告示第三百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

溝口町

二 事業の種類

溝口町運動公園施設事業

三 起業地

1 収用の部分 日野郡溝口町大字字代字代、字鎌田、字上ノ谷、字上ノ谷東平ノ下、字横平山及び字五拾尻地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

溝口町役場

鳥取県告示第三百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

ふるさとづくり特別対策事業とっとり東部レクリエーション拠点整備

プロジェクト安蔵地区開発事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市河内字大広国、字安蔵、字安雑、字蛇漬り及び字坂松河原地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第三百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年六月二十三日 鳥取県指令受米土維第四百六十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市清水町字三軒屋灘

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県宝塚市伊子志一丁目六一二二

中島藤利

中島早苗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県公安委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類					型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機					ナビゲーターⅢ	株式会社平和
					ゼロタイガークینگ	
					ニューアイアンホーク	株式会社瑞穂製作所
					ファンキーバイレーツ	
					ラウンドピクティムⅡ	

ジャンピングジャック  
アイランド

### 鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成元年度（平成元年4月から平成2年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成元年3月31日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月 1,850円。年額22,200円。）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023

#### 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申 込 者 氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】